

さいたま市議会告示第4号

さいたま市議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月11日

さいたま市議会議長 帆 足 和 之

さいたま市議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示

さいたま市議会委員会傍聴規程（平成１３年さいたま市議会告示第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（傍聴の手続） 第３条　〔略〕 ２　<u>前項の申請書は、委員会当日、所定の場所で先着順又は抽選により受け付ける。</u> （傍聴章等の着用） 第５条　傍聴章又は傍聴証の交付を受けた者は、これを着用しなければならない。 （傍聴席に入ることができない者） 第８条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （１）銃器その他危険な物を持っている者 （２）<u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> （３）<u>酒気を帯びていると認められる者</u> （４）<u>その他委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u> ２　<u>委員長は、必要と認めるときは、委員会を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第１号及び第２号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u> ３　<u>委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u>	（傍聴の手続） 第３条　〔略〕 ２　<u>前項に規定する申請書は、委員会当日、所定の場所で先着順又は抽選により受け付ける。</u> （傍聴章の着用） 第５条　傍聴章の交付を受けた者は、これを<u>左胸に</u>着用しなければならない。 （傍聴席に入ることができない者） 第８条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （１）銃器その他危険な<u>もの</u>を持っている者 （２）<u>酒気を帯びていると認められる者</u> （３）<u>異様な服装をしている者</u> （４）<u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u> （５）<u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u> （６）<u>前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u>

(傍聴人の守るべき事項) 第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) <u>静粛にすること。</u> (2) <u>委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u> (3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。</u> (4) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (5) <u>その他委員会の秩序を乱し、議事を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> (写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止) 第10条 傍聴人は、傍聴席において写真の<u>撮影、録音、録画、放送等</u>をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。 (傍聴人の退場) 第12条 傍聴人は、さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）第19条第2項の規定により退場を<u>命じられたとき</u>又は秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに退場</u>しなければならない。 2 [略]	(傍聴人の守るべき事項) 第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) <u>委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u> (2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。</u> (3) <u>鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</u> (4) <u>帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。</u> <u>ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。</u> (5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (6) <u>みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。</u> (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止) 第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、<u>映画等を撮影し、又は録音等</u>をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。 (傍聴人の退場) 第12条 傍聴人は、さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）第19条第2項の規定により退場を<u>命ぜられたとき</u>又は秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに、退場</u>しなければならない。 2 [略]
---	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。